

# 青森県報

号外第八十号

平成二十一年  
十一月三十日  
(月曜日)

## 目 次

### 人事委員会

- 人事委員会規則七 一〇九(住居手当)の一部を改正する規則……………(職員課)…一
- 人事委員会規則七 一九一(平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料)の一部を改正する規則……………(同)…一
- 人事委員会規則七 二〇〇(平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)……………(同)…二

## 人事委員会

人事委員会規則七 一九(住居手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一九(住居手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一九(住居手当)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「配偶者」を「職員の扶養親族たる者(条例第八条に規定する扶養親族で同条例第九条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）」が所有する住宅及び職員の配偶者」に改め、「含む。以下」の下に

「この号において」を加え、「(条例第八条に規定する扶養親族で同条例第九条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）」及び「及び次条第二号に掲げる住宅」を削る。

第三条及び第四条を削る。

第四条の二中「第九条の四第一項第三号」を「第九条の四第一項第二号」に改め、同条を第三号とする。

第四条の三中「第九条の四第一項第三号」を「第九条の四第一項第二号」に改め、同条を第四条とする。

第五条第一項中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に、「住宅の所有関係等に」を「等に」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 一九一(平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 一九一(平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一九一(平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

七 施行日以降に平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料を支給される職員でなくなった職員

料を支給される職員でなくなった職員

第四条第一項各号列記以外の部分中「もの」の下に「(前条第七号に掲げる職員(第一号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。))及び第一号に掲げる場合に該当することとなった職員であつて施行日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があつたものとした場合(施行日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあっては、施行日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合。同号において同じ。))」に同条第七号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。」

を加え、同項第一号中「第五号」を「第六号」に改め、「（施行日以降にこれらの異動が二回以上あった場合にあっては、施行日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）」を削り、「第二十八条の二」を「第二十一条」に改め、「相当する額」の下に、「（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年十一月青森県条例第八十七号）の施行の日（以下この項及び次条第一項において「基準日」という。）において同条例附則第二項第一号に規定する減額改定対象職員（以下この項及び次条第一項において「減額改定対象職員」という。）である者（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であつて施行日の前日に当該異動があつたものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるもの）にあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・七六を乗じて得た額（その額に「一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同項第四号ア中「相当する額」の下に、「（基準日において減額改定対象職員である者）にあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・七六を乗じて得た額（その額に「一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同項第五号中「応じた額」の下に、「に百分の九十九・七六を乗じて得た額」を加え、「当該額」を「当該応じた額に百分の九十九・七六を乗じて得た額」に、「その」を「とし、その」に、「額」を「額とする。」に改める。

第五条第一項中、「人事委員会」を「人事委員会」に、「額」を「額」とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となつた職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・七六を乗じて得た額とし、その額に「一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」に改め、「なるもの」の下に、「（第三条第七号に掲げる職員及び施行日の前日に人事交流等職員となつたもの）とした場合に同号に該当することとなる職員を除く。」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 二〇〇（平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する特別措置）をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 二〇〇

平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する特別措置

（趣旨）

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年十一月青森県条例第八十七号。以下「改正条例」という。）附則第二項から第四項までの規定に基づき、平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する特別措置に関し必要な事項を定めるものとする。

（減額改定対象職員となつた者の改正条例附則第二項第一号の給料等の月額の算定の基準となる日の特例）

第二条 改正条例附則第二項第一号の人事委員会規則で定めるものは、平成二十一年四月一日から同年十二月一日（同月に支給する期末手当について改正条例第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「給与条例」という。）第十九条第一項後段又は第二十一条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間の全期間が職員（給与条例第二十条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下同じ。）として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

一 特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）第一条第一号から第四号までに掲げる特別職の職員

二 教育長

三 青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）の適用を受ける職員

四 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八

年四月青森県条例第五号)の適用を受ける職員

五 公社、公庫等の職員

六 国又は他の地方公共団体の職員

七 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十九号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)(第十二条第一号に規定する退職派遣者)

八 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十五条に規定する一般地方独立行政法人の役員又は職員

2 改正条例附則第二項第一号の人事委員会規則で定める日は、平成二十一年四月二日(同日から基準日までの期間において新たに職員となった日(当該期間において職員が人事交流等により引き続き前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。)(がある場合は当該日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日))から基準日までの期間における減額改定対象職員(改正条例附則第二項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。))となった日のうち最も早い日とする。  
(在職しなかつた期間等がある職員の改正条例附則第二項第一号の数の算定)

第三条 改正条例附則第二項第一号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかつた期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成二十一年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続き前条第一項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日(次項において「施行日」という。)(の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第一項第三号又は第四号に掲げる者(以下「企業局職員等」という。))であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち企業局職員等として勤務した期間(以下この条において「企業局職員等期間」という。)(を除く。)

二 休職期間(地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)(をいう。)(、専従休職期間(地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定

する許可を受けていた期間をいう。)(、大学院修学休業期間(教育公務員特例法

(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をして

いた期間をいう。)(、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員

の処遇等に関する条例(昭和六十三年三月青森県条例第四号)第二条第一項の規

定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)(をいう。)(、

育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)(第二条の規定により育児休業をしていた期間をい

う。)(、育児短時間勤務等期間(育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間

勤務及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。)(、

公益的法人等派遣期間(公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣さ

れていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)(をいう。)(若しくは自己

啓発等休業期間(地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業

をしていた期間をいう。)(又は企業局職員等期間におけるこれらに相当する期間

三 停職期間(地方公務員法第二十九条第一項から第三項までの規定により停職に

されていた期間をいう。)(又は企業局職員等期間におけるこれに相当する期間

四 職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号)第二十五条、

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年七月青森県条例第十六号)第十

五条第三項、職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年三月青森県条例第一

号)

第三

号)

第二

号)

第二

号)

第二

号)

第二

号)

第二

号)

第二

号)

第二

号)

第二

号)

第二

号)

第二

号)

第二

号)

第二

号)

第二

号)

第二

号)

第二

号)

項第一号基礎額」という。)に満たないもの

(改正条例附則第二項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員)

第四条 改正条例附則第二項第二号の人事委員会規則で定める者は、平成二十一年六月一日において減額改定対象職員であつた者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者(当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第二条第一項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。)以外の者とする。

(企業局職員等であつた者から引き続き新たに職員となつた者についての特例)

第五条 改正条例附則第三項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項の人事委員会規則で定める者は、企業局職員等とする。

2 改正条例附則第三項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となつた者とする。

3 改正条例附則第三項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、企業局職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、企業局職員等であつた者が人事交流等により引き続き新たに職員となつた日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第六条 附則第二項第一号基礎額又は改正条例附則第二項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭